

重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

利用者： _____ 様

事業者： ケアプランセンター ふる里

居宅介護支援事業所重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談・苦情窓口

電話 **0276-37-8892** 月～金曜日 8:30～17:30

管理責任者 坂本 光枝

担当介護支援専門員.....

ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ケアプランセンター ふる里
所在地	群馬県太田市只上町 1319-6
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 太田市 第1070501182号
サービスを提供する 実施地域※	太田市 足利市 大泉町 邑楽町 ※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 事業所の職員体制 管理者 1名 介護支援専門員 3名 (うち1名は管理者を兼務)

(3) 営業時間 月～金曜日 8:30～17:30

土・日曜・祝日・8月13日～8月16日・12月30日～1月3日は休業

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙2「サービス提供の標準的な流れ」参照

4. 利用料金

(1) 居宅介護支援利用料

(ア) 介護支援専門員取扱件数 45件未満の場合

要介護1・2 11,088円 要介護3・4・5 14,406円

(イ) 介護支援専門員取扱件数 45件以上 60件未満の場合

要介護1・2 5,554円 要介護3・4・5 7,187円

(ウ) 介護支援専門員取扱件数 60件以上の場合

要介護1・2 3,328円 要介護3・4・5 4,308円

(エ) 加算を算定した場合

初回加算 1月 3,063円

退院・退所加算 (カンファレンス参加無し) 連携1回 4,594円 連携2回 6,126円

退院・退所加算 (カンファレンス参加有り) 連携1回 6,126円 連携2回 7,657円 連携3回 9,189円

入院時情報連携加算 (I) 1月につき 2,552円 入院時情報連携加算 (II) 1月につき 2,042円

特定事業所加算 (I) 1月につき 5,298円 特定事業所加算 (II) 1月につき 4,298円

特定事業所加算 (III) 1月につき 3,297円 特定事業所加算 (IV) 1月につき 1,163円

特定事業所医療介護連携加算 1月につき 1,276円

通院時情報連携加算 1月につき 510円

緊急時等居宅カンファレンス加算 1回につき 2,042円

ターミナルケアマネジメント加算 1月につき 4,084円

介護職員等処遇改善加算 所定単位数の 2.1%

※ 要介護または要支援の認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて上記金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

※ 当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の50%で算定となります。また、特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より2,042円(1月につき200単位)を減額することとなります。

※ 市町村によっては、地域単価の違いにより、上記金額と異なる場合があります。

- (2) 交通費
前記2の(1)のサービス提供地域内、及びサービス提供地域外においても料金はかかりません。
- (3) 解約料
お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。
- (4) 事業計画及び財務内容について
事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族に留まらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

5. サービスの利用方法

- (1) サービスの利用開始
まずは、お電話等でお申し込み下さい。当事業所の職員がお伺い致します。
契約を締結した後、サービスの提供を開始します。
 - ① 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求める事が出来ます。
 - ② 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求める事が出来ます。
- (2) サービスの終了
 - ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合
文書でお申し出下さればいつでも解約できます。
 - ② 当事業者の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。
 - ③ 自動終了
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ・利用者がお亡くなりになった場合
 - ④ その他
利用者やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 事故発生時の対応について

- (1) 当事業所は利用者に事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族及び市町村に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- (2) 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、保管します。
- (3) 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

7. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

- (1) 運営の方針
 - ① 利用者があるに於ける能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう総合的かつ効率的にサービスの提供を行ないます。
 - ② 利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、十分な情報提供と説明を行なうと共に、公正な援助を行ないます。
 - ③ 関係市町村、地域の保健医療および福祉サービスと綿密に連携し、総合的なサービスの提供に努めます。
 - ④ 職務上知り得た情報は、正当な理由なく第三者に提供しません。
 - ⑤ 当事業所が利用者に対して行う指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
- (2) サービス利用のために
 - ① 調査（課題把握）の方法については、居宅サービス計画ガイドライン方式を原則とします。
 - ② 介護支援専門員への研修については内外の研修に参加させております。

8. 入院時

利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えて下さい。

9. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。ご連絡は1.をご覧ください。

担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

太田市	介護サービス課	電話：0276-47-1856
大泉町	健康推進部 長寿支援課	電話：0276-62-2121
邑楽町	健康福祉課	電話：0276 47 5021
足利市	介護福祉部 元気高齢課	電話：0284-20-2136
群馬県	介護高齢課 介護保険係	電話：027-226-2562
群馬県	国民健康保険団体連合会	電話：027-290-1323
栃木県	高齢対策課 地域支援担当	電話：028-623-3058
栃木県	国民健康保険団体連合会	電話：028-643-2220

10. 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待防止等のため、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施するなど必要な処置を講じます。

11. ハラスメントの防止について

従業者に対するハラスメント防止のため、利用者やその家族等に対しハラスメントについて説明を行い、従業者に対し研修を実施するなど必要な処置を講じます。

12. 感染症や災害への対応について

感染症や災害に備え、業務継続計画を策定するとともに研修会や訓練を実施し、必要なマニュアルを整備します。

13. 第三者評価の実施について

提供するサービスの第三者評価の実施はなし。

14. 当法人の概要

法人種別・名称	群馬郵便通送 株式会社
資本金	10,000,000 円（資本準備金含まず） ※平成 17 年 5 月 24 日現在
社員数	101 名
設立	昭和 29 年 3 月
法人本部所在地	〒375-0017 群馬県藤岡市篠塚 700 番 7
代表者	代表取締役社長 深澤 昌治
電話番号	0274-25-8775
事業内容	ケアプランセンター ふる里 (居宅介護支援事業所) 訪問介護事業所 ふる里 (訪問介護事業所) デイサービスセンター ふる里 (通所介護事業所) 介護付有料老人ホーム ふる里 (地域密着型特定施設入居者生活介護) 有料老人ホームふる里 ふる里こはるび (住宅型有料老人ホーム) 住宅型有料老人ホーム ふる里ひだまり (住宅型有料老人ホーム) 郵便物並びに通送事業に関する物品の運送事業 一般貨物自動車運送事業 貨物運送取扱事業

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明し、交付を行いました。

令和.....年.....月.....日

所在地 群馬県太田市只上町 1319-6
名称 ケアプランセンター ふる里
管理者 坂本 光枝

説明者

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けると共に受領しました。

令和.....年.....月.....日

利用者 住所.....

氏名.....

代理人 住所.....

氏名..... 利用者との関係.....

◆ 要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

◆ 当事業所のケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について

①前6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービス利用割合は以下の通りです。

期間	令和 7年 9月 1日	～	令和 8年 2月 末日
訪問介護			56.4%
通所介護			62.5%
地域密着型通所介護			11.7%
福祉用具貸与			75.9%

②前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合

期間	令和 7年 9月 1日	～	令和 8年 2月 末日
訪問介護	訪問介護事業所ふる里		64.1%
	おひさま介護サービス太田		20.0%
	訪問介護ステーション利楽		7.8%
通所介護	デイサービスセンターふる里		74.4%
	あんじゅの森		8.0%
	高原園デイサービス		4.8%
地域密着型通所介護	剣持整形デイサービス		56.3%
	デイサービス太田サンフラワー		33.4%
	ソトエ		10.5%
福祉用具貸与	福祉用具ふる里		28.9%
	エフビー介護サービス		27.6%
	関東メディカル株式会社		23.0%

サービス提供の標準的な流れ

